

第3次

「袋井市総合計画」策定方針

- ◆ 第1章 総合計画の位置付け(計画の意義と役割)
- ◆ 第2章 総合計画の構成と計画期間
- ◆ 第3章 策定にあたって留意すべきこと
- ◆ 第4章 策定体制
- ◆ 第5章 市民参画(市民意見の集約方法)
- ◆ 第6章 策定スケジュール(予定)
- ◆ 第7章 策定体制のイメージ
- ◆ 第8章 計画策定までに継続して検討する事項／
総合計画の推進方法と進行管理体制



令和6年2月

企画政策課

第1章 総合計画の位置付け(計画の意義と役割)

- 総合計画は、長期的な視点での目指すまちの姿を定め、その実現に向けた取組などを示す、いわば**まちづくりの羅針盤**となる計画です。
- 本計画の位置付けは、2015年(H27)に制定した『**袋井市日本一健康文化都市条例**』の規定において、以下のとおり整理しております。
市長は、日本一健康文化都市の実現を図るため、総合的な計画(総合計画)を定めなければならない。(第11条関係)
- 本計画の役割は、①**まちづくりの羅針盤**、②**協働の行動指針**、③**進行管理のものさし**の3つの役割を担うものとして策定します。

1 総合計画の意義について

- 総合計画は、長期的な視点での目指すまちの姿を定め、その実現に向けた取組などを示す、いわば**まちづくりの羅針盤**となる計画です。
また、本市が財政規律を堅持し、持続的な都市経営を進めるための指針としての性質も持ち合わせています。
- 本市は、旧袋井市と旧浅羽町が合併した平成17年4月以降、第1次、第2次総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。その間、2010年(H22)に日本一健康文化都市宣言を行い、市制施行10周年を迎えた**2015年(H27)**には『**袋井市日本一健康文化都市条例**』を制定。
本条例において、総合計画は**目指すまちの姿である「日本一健康文化都市」の実現を図るため**の計画として、定めなければならないことを明記。
- こうした経緯を踏まえ、第3次総合計画は、これまでの政策・施策を継承しつつ、時代の潮流や新たな課題に対応し、より進化した計画を策定します。

「袋井市日本一健康文化都市条例」(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、袋井市が目指す日本一健康文化都市の実現に向けて、基本理念を定め、市民、地域団体、事業者、市議会及び市がそれぞれの役割と責務を担い、協働によるまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民の誰もが住んでよかった、これからも住み続けたいと実感できるまちの実現を図ることを目的とする。
(総合計画の推進)

第11条 市長は、日本一健康文化都市の実現を図るため、総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、総合計画の内容を推進するため、適切な進行管理を行うものとする。

(参考)総合計画の法律上の位置付けについては、2011年(H23)の地方自治法改正により基本構想の策定に関する法的な義務付けが廃止されています。

2 総合計画の役割について

総合計画は、目指すべきまちの将来像を実現するため、次の3つの役割を担うものとして策定します。

まちづくりの羅針盤

地域固有の資源を活かした誰もが豊かさを
実感できるまちの実現に向け、目指すべき
まちの将来像を描き、市政の方向性を指し
示す「まちづくりの羅針盤」としての役割を
担います。

協働の行動指針

様々な主体が対話や交流を重ね、目指すべき
まちの将来像や基本目標を共有するとともに、
相互理解、他者尊重及び共感を大切にし、
様々な主体が協力し合う関係を生み出してい
く「協働の行動指針」としての役割を担います。

進行管理のものさし

市民、各種団体及び企業等の様々な主体
に対し、分かりやすい指標を示すとともに、
各施策の実施状況や目標に対する達成度
等を評価する「進行管理のものさし」として
の役割を担います。

- 総合計画の計画体系は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成します。
- 基本構想は、まちの将来像やまちづくりの目標を定めるもので、計画期間は10年とします。
- 基本計画は、基本構想の実現のために取り組む施策の体系を定めるもので、計画期間は前期5年、後期5年とします。
- 実施計画は、基本計画に基づく個別の事業を定めるもので、計画期間は3年とします。将来の財政状況の見通しと整合を図りつつ、期間中に取り組む事業を位置づけ、社会経済状況の変化を踏まえ、毎年度改訂を行います。

1 総合計画の構成と計画期間について

総合計画の計画体系は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成します。

➤ 基本構想

基本構想は、**まちの将来像やまちづくりの目標を定めるもの**です。**計画期間は10年**。平成27年に制定した「袋井市日本一健康文化都市条例」に掲げた目指すまちの将来像である「日本一健康文化都市の実現」を柱に据えて整理します。

➤ 基本計画

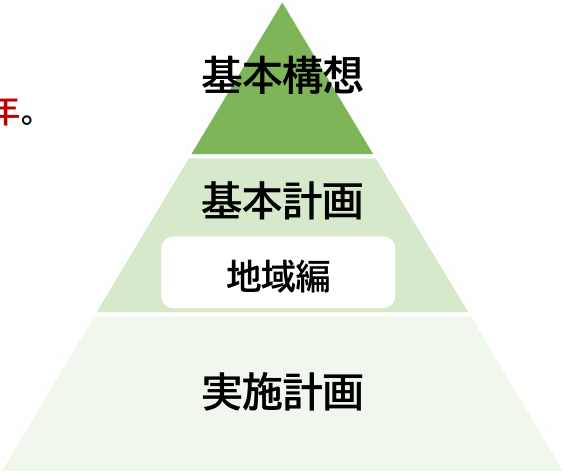
基本計画は、**基本構想の実現に向けて実施する施策の体系や方向性を定めるもの**です。**計画期間は前期5年、後期5年**。政策の基本的な考え方(現状や課題)、取組の方向性のほか、施策の達成度を測る指標等を設定します。

➤ 実施計画(3か年推進計画)

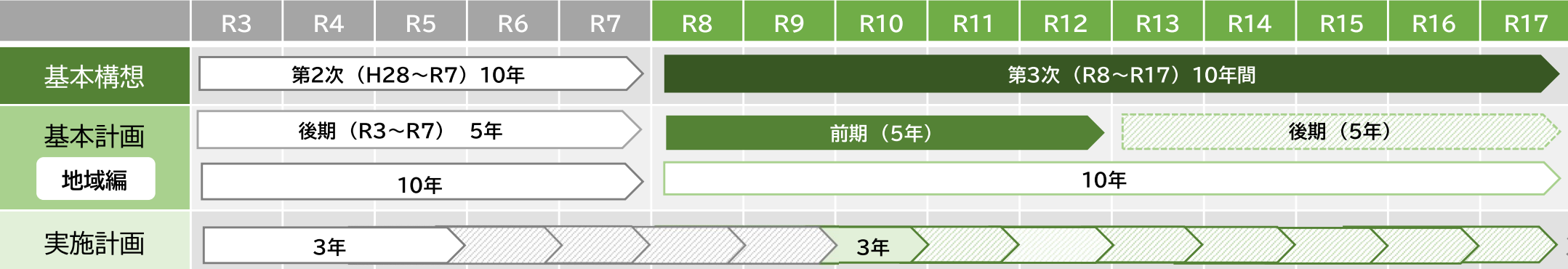
実施計画は、**基本計画に基づく個別の事業を定めるもの**で、**計画期間は3年**。将来の財政状況の見通しと整合を図りつつ、期間中に取り組む事業を位置づけ、社会経済状況の変化を踏まえ、毎年度改訂を行います。対象事業は、事業費1,000万円以上のハード事業を中心に整理します。

(地域編)

基本構想及び基本計画を踏まえて、コミセン単位を基本に現状や課題、目指すまちの姿などを示すとともに、地域の特性やまちづくり協議会との取り組みを活かした地域づくりの方向性を定めるもの。計画期間は10年。



※総合計画は総合的かつ長期的展望に立って策定するもので、市議会の議決を経て策定されますので、原則として基本構想・基本計画を変更することはありませんが、大規模災害の発生や財政状況の急変など、本市を取り巻く社会経済情勢が著しく変化し、計画内容を見直すことが望ましい場合には、議会との協議を経て、計画変更などを行う可能性は想定されます。



第3章 策定にあたって留意すべきこと

- 新たな総合計画の策定にあたっては、「日本一健康文化都市」の実現に向けて継続して取り組んでいくことから、現計画の振り返りを踏まえて検討していくことを基本としつつも、本市の目指すまちの姿や施策のねらいなどを広く共有するとともに、市民にとって最適な施策やサービスが展開されていく仕組みを持った計画を目指すため、次の点に留意して策定します。
- 様々な立場の市民の参画により、まちづくり・地域づくりについて議論を尽くすとともに、実行にあたっては、市民と行政のパートナーシップにより、市民自らがまちづくりを実践し、喜びを感じられる計画となるよう「**市民との対話**」を重視します。
- 市民が郷土に対する誇りと愛着を持ち、人や企業を引きつける活力と魅力あふれるまちを創造するため、「**地域資源を積極的に活用**」します。
- 市民にとって最適な施策・事業の選択を行うとともに、デジタル技術や民間活力(資金力・事業能力等)の積極的な活用など、簡素で効率的な行政運営と質の高い市民サービスを実現できる「**行政経営の仕組み(トータルマネジメントシステム)**」を構築します。

1 総合計画の策定にあたって留意すべきこと

確実に進行していく人口減少や超高齢化社会・生産年齢人口の減少のほか、自然災害の頻発化、激甚化に加え、社会インフラの老朽化など多くの喫緊の課題に直面する中で、持続可能な地域を実現するためには、社会の変化に合わせて絶えず変革していくことが必要です。

こうしたことを踏まえ、新たな総合計画の策定にあたっては、次の3点に留意し、市民と共に策定することで、明るい未来を切り拓いていきます。

市民と行政によるまちづくりを実現する 市民との対話の重視

価値観が多様化している時代にあって、より良いまちづくりを進めていくためには、本市に関わる市民や団体、事業者と行政がそれぞれの活動を充実させつつも、お互いを認め合い、共感する価値観のもとで、共に取り組んでいくことが大切です。

計画の策定にあたっては、まちづくり・地域づくりについて議論を尽くす中で相互の理解を深めつつ、その策定後においても、市民や団体、事業者が主体的にまちづくりに参画し、互いの経験や成果を分かち合えることができる計画を目指します。

魅力あふれる袋井市を創造する 地域資源の積極的な活用

本市固有の地域資源としては、緑豊かな田園風景や河川、海などの自然、遠州三山をはじめとする歴史・文化資源、多彩な農業や多種多様な企業が展開する活発な産業活動があげられます。

そしてこれらは、地域の持続的な発展や活性化に向けた源泉であり、次世代により良い状態で繋いでいく責任があります。

こうした貴重な地域資源を最大限活用し、市民が郷土に対する誇りと愛着を持ち、人や企業を引きつける活力と魅力あふれるまちを創造していく計画を目指します。

さらに質の高いサービスを提供する 行政経営の仕組みの再構築

本格的な人口減少社会に突入し、かつVUCA※1の時代と言われる社会環境の変化の激しい時代においても、市民が安心して暮らすことができるまちの実現には、行政経営のあり方や仕組みも時代に合わせ、アップデートしていく必要があります。

そこで、効率的かつ効果的な行政経営の実現に向け、デジタル技術や民間活力の導入を積極的に図るとともに、計画策定後の実行段階を見据え、OODAループ※2の採用など、従来の指標管理を中心とPDCAサイクルを補完する仕組みを再構築します。

※1 VUCA…先行きが不透明で、将来の予測が困難な状態を意味する言葉。Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった言葉。

※2 OODAループ…観察(Observe)することで状況判断(Orient)し、意思決定(Decide)を行い、実行(Act)していく手法。状況に応じて任意の段階からループし、リスタートできることが特徴。

1 総合計画審議会(袋井市総合計画審議会条例)について

委員の選任にあたっては、以下の区分からバランスよく人選します。

- ①行政計画論や地域づくり等に精通した、**審議会の意見のとりまとめ役**
- ②**地域実情を熟知されている方**
- ③将来予測や各分野に係る今後の展望など、**専門的な知見を有している方**

行政経営全般

- 審議会の会長
- 新たな分野・領域の有識者

地域代表

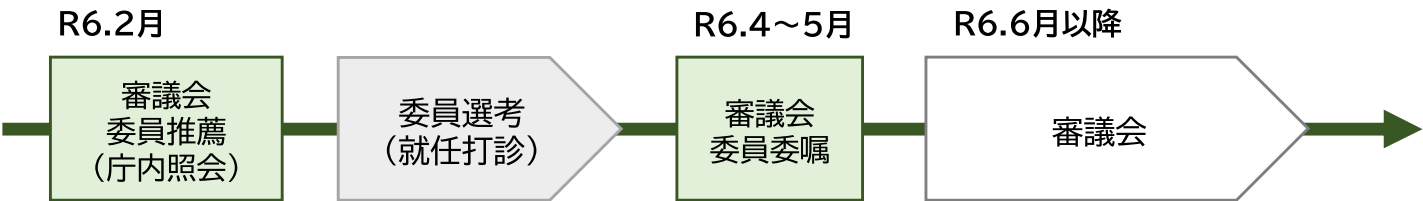
- 商工会議所
- 自治会連合会長
- 社協会長ほか

各分野の代表

- 各施策・個別計画の審議会委員などの有識者

目 的	基本構想及び基本計画の策定に関する事項を調査審議
内 容	基本構想及び基本計画の案について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申
対 象	学識経験者20人程度（条例で定める委員数：25人以内）
時 期	令和6年4月～令和7年9月／計10回程度
方 法	各分野の学識を有する者から市長が委嘱

● スケジュール



「袋井市総合計画審議会条例」(抜粋)
(所掌)
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の**総合計画に関する事項を調査審議**する。
(組織)
第3条 審議会は、**委員25人以内で組織し、学識経験を有するもののうちから市長が委嘱**する。
(委員の任期)
第4条 **委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了したときまでとする。**

【参考】
第2次総合計画策定時「総合計画審議会委員名簿」

(会長、副会長、各委員五十音順、敬称略)

No	区 分	氏 名	専門分野
1	会 長	西野 勝明	行政全般
2	副会長	村田 繁樹	行政全般
3	委 員	青木 修	教育
4	委 員	浅野 千恵子	高齢者福祉
5	委 員	衛藤 徹雄	環境
6	委 員	太田 忠行	農業
7	委 員	大谷 純應	観光
8	委 員	小野 七生	医療
9	委 員	川上 栄子	健康づくり
10	委 員	小林 勝巳	地域コミュニティ
11	委 員	鈴木 良信	社会貢献活動
12	委 員	土屋 尚子	産業
13	委 員	富田 寿人	スポーツ
14	委 員	野澤 浩樹	ICT (情報通信技術)
15	委 員	原田 清司	都市計画
16	委 員	水谷 欣志	産業
17	委 員	諸井 理恵	文化芸術
18	委 員	山田 万祐子	農業
19	委 員	吉野 亜湖	国際交流

2 総合計画策定委員会(袋井市総合計画策定委員会規程)について

- 袋井市総合計画策定委員会規程に基づき、市長をトップとする「袋井市総合計画策定委員会」を設置します。
- 策定委員会は、基本構想、基本計画及び実施計画を策定します。事務局は企画政策課。
- 基本構想などの案の作成や庁内調整を行うため「総括研究会」を設置するほか、計画策定にあたり調査研究や基本計画の素案を作成するための部会を設置します。

	委員会	総括研究会	部会(各課)
目 的	基本構想、基本計画及び地域編を策定	基本構想、基本計画及び地域編の案を作成	基本計画の素案を、市民など関係者との対話を重ねながら作成
内 容	基本構想、基本計画及び地域編について、総括研究会及び部会を組織し、総合計画審議会の答申等を踏まえて策定します。	基本構想の案について、パブリックコメント等を踏まえて作成します。 基本計画の案について、各部会(各課)が作成した素案を調整し、作成します。 地域編の案について、まちづくり協議会との取り組みを尊重し、地域住民の意見等を踏まえて作成します。	1課1部会を基本として、各課に部会を設置します。 各部会(各課)において、それぞれ市民との意見交換会を開催し、基本計画の分野別の素案を作成します。
対 象	委員長 : 市長 副委員長: 副市長 委 員 : 教育長、部長、総合健康センター長、議会事務局長、広域行政組合消防長及び市長が指定する職員	課長など	各課職員／30部会程度

「袋井市総合計画策定委員会規程」(抜粋) (設置)

第1条 袋井市は、袋井市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、袋井市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画を策定する。

(総括研究会及び部会)

第6条 委員会に総括研究会及び部会を置くことができる。

2 総括研究会は、総合計画の基本構想及び基本計画の案を作成し、部会間の総合調整を図る。

3 部会は、委員長が指示する事項について調査研究し、総合計画の基本計画の素案を作成する。

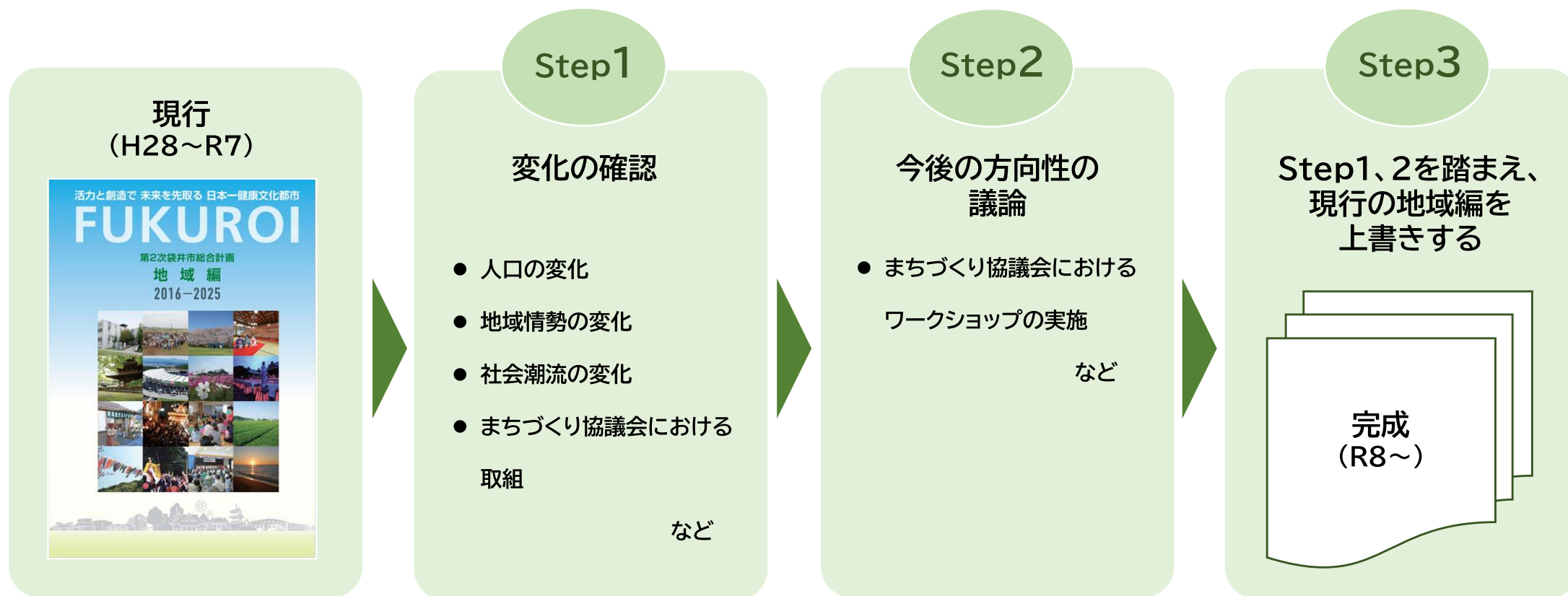
3 地域編の策定に係る進め方について

- 現行の「地域編」を基礎資料とし、**前回策定以降のまちづくり協議会での活動や社会潮流の変化などを踏まえ、改訂**します。
- 「地域編」改訂にあたってのスケジュールについては、今後、各地域の実情を踏まえ、関係者と協議の上、決定します。

まちづくり協議会(市内14か所)

平成30年4月から、公民館のコミュニティセンター移行にあわせ、コミュニティセンター毎に自治会連合会長を中心とした「まちづくり協議会」を設立し、地域の課題解決に向けた話し合いを行い、地域の実情にあった魅力ある地域づくりを推進しています。

まちづくり協議会は、自治会や地域で活動する各種団体、NPOや企業など、組織や活動の枠組みを超えて話し合いを行う組織であり、コミュニティセンターを活動拠点として、高齢者支援、子育て支援、健康づくり、地域防災力向上、交流・にぎわいづくりなど、より良い地域にしていくための活動を行っています。



第5章 市民参画(市民意見の集約方法)

- 策定にあたって留意すべきこと(第3章)を踏まえ、地域の実情や市民の意見をきめ細やかに反映するため、「市民意識調査」、「パブリックコメント」、「地域座談会」の3つの手法により市民からの意見を集約します。
- 市民意識調査では、無作為抽出した市民3,000人を対象に、現在の市政に対する満足度や施策ニーズ、中長期的な課題など、市民の意向等を調査・把握することで、総合計画策定に係る基礎資料とします。
- パブリックコメントでは、総合計画策定委員会(統括研究会)で作成した基本構想及び基本計画の案について、市民から広く意見を求めます。
- 地域座談会では、地域編の改訂にあたり、地域ごとに目指す方向性や取組などについて、意見交換を行います。

1 市民意識調査

目 的	市民の意向等を調査・把握し、基礎資料とします。
内 容	市民の意向や満足度、施策ニーズを調査し、中長期的に取り組むべき課題などを世代・分野別に分析します。
対 象	市民
時 期	令和6年6月 アンケート調査実施 令和6年9月 結果の公表(予定)
方 法	アンケート調査

2 パブリックコメント

目 的	基本構想及び基本計画の案について、市民から意見を求めます。
内 容	基本構想及び基本計画の案について、市民等から意見書を提出してもらい、意見の反映結果を公表します。
対 象	市民、在勤者、在学者など
時 期	令和6年12月 基本構想案 令和7年6月 基本計画案
方 法	持参、郵送、電子メール等により意見書を提出していただきます。

3 地域座談会

目 的	地域編の案について、市民と意見交換します。
内 容	コミセン単位を基本として、地域ごとに目指す方向や具体の取り組みなどについて、意見交換を行います。
対 象	各地域の住民(自治会連合会長、自治会長など自由参加) 各地域の地域担当職員
時 期	令和6年4月～令和7年9月
方 法	地域住民と地域担当職員による地域づくりや地域課題の解決に向けた取り組みと連携して開催します。

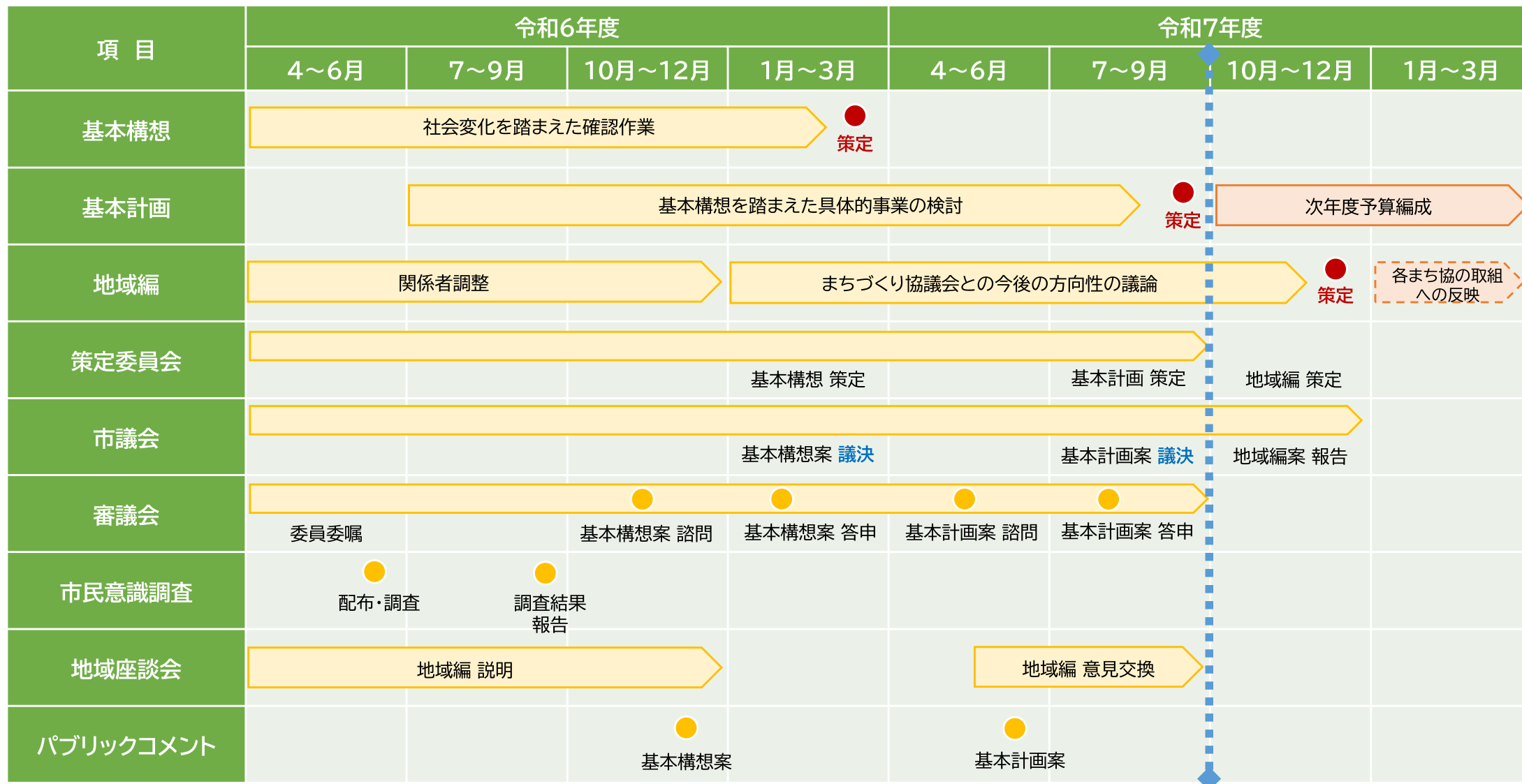
4 その他

本計画の策定にあたっては、複雑化・多様化する市民ニーズや各分野の専門的な知見や検討事項などを的確に把握するため、個別計画の策定や進捗管理を行っている審議会等との連携を図るほか、子どもから大人まで幅広い年代や立場などからの意見を反映するため、大学の地域学講座や高校での授業、まち・ひと・しごと創生会議、金融機関支店長会議など、既存会議体を有効に活用します。

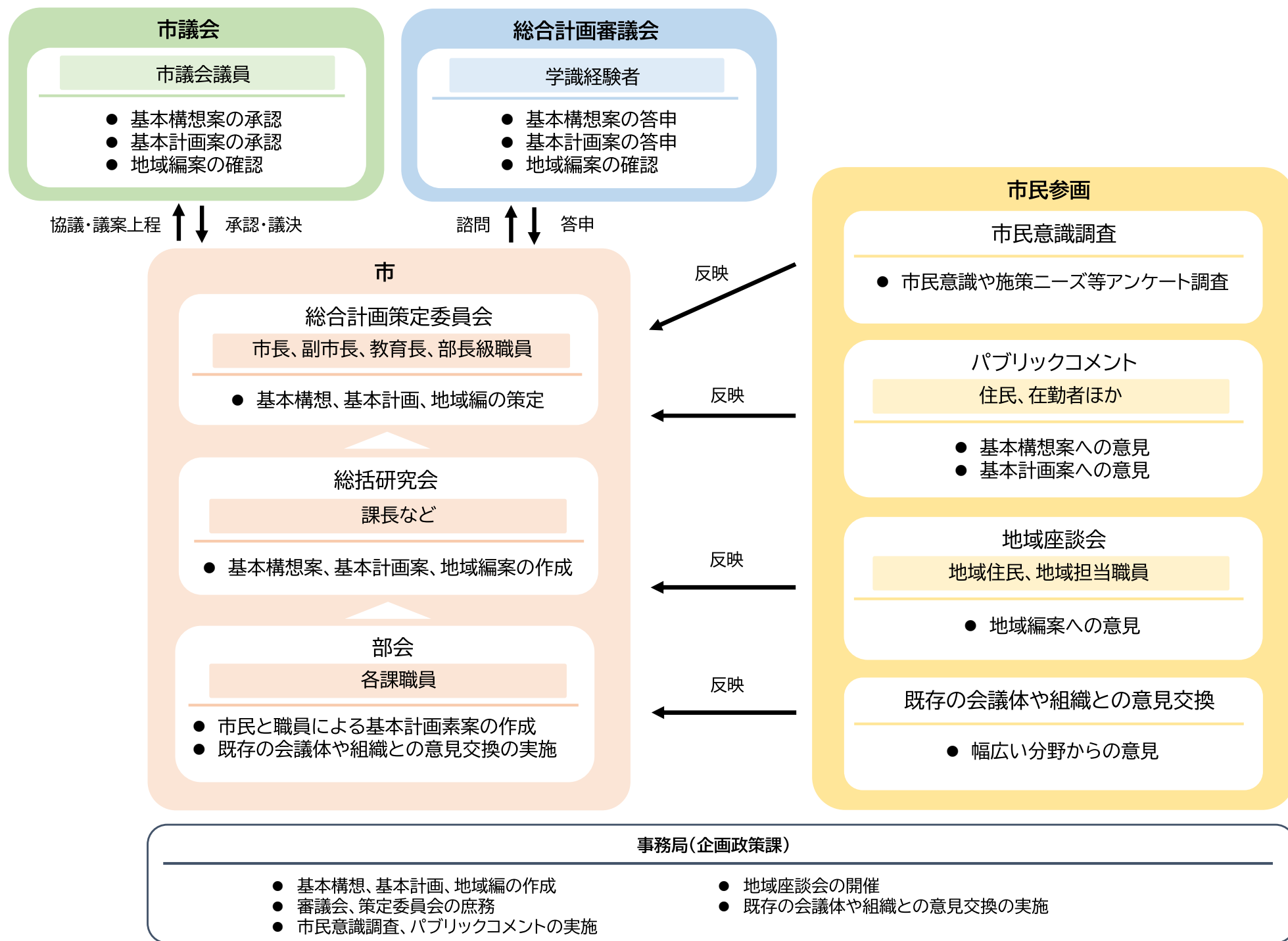


第6章 策定スケジュール(予定)

- 次期総合計画は、令和8年4月を始期とすることから、以下のとおり策定していくことを予定しています。
- 基本構想については、社会変化を踏まえた確認作業を踏まえ、**令和7年3月を目途に策定**します。
- 基本計画については、基本構想を踏まえ、施策の体系や方向性など具体的な検討を行い、**令和7年9月を目途に策定**します。
- 地域編については、現計画を基にまちづくり協議会と今後の方向性の議論を踏まえて改訂し、**令和7年12月を目途に策定**します。



第7章 策定体制のイメージ



第8章 計画策定までに継続して検討する事項／総合計画の推進方法と進行管理体制

- 総合計画を着実に実現していくため、取組の効果を検証し、限られた行政資源(人・モノ・財源)を効率的に配分することができるよう政策評価(PDCAサイクル)に基づいた方針決定のもと、取組の改善や予算や人事と連動させた事業展開ができる仕組みづくりを検討します。
- 社会変化のスピードが速まっていることに加え、将来を正確に予測することが困難になっていることを踏まえ、新規事業の創出や新たな市民サービスの提供に際し、変化に対して柔軟かつ迅速に対応できる意思決定など、従来のPDCAサイクルを補完する経営手法を検討します。

1 総合計画の推進方法(案)

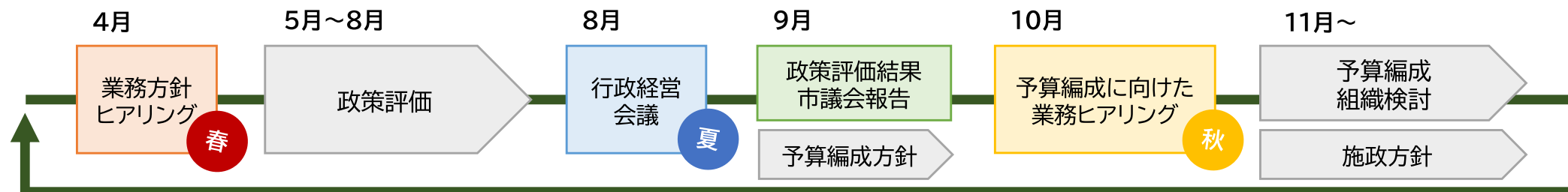
(1)政策評価と事務事業評価

毎年度、基本計画の施策別に指標の達成度等により評価を行い、改善を図るとともに、次年度の市政運営の指針とします。

事務事業評価を基礎とした政策評価を基本としつつも、各階層(政策、取組、事業)に応じた適切なKPI(アウトカム/アウトプット)の設定が必要です。

(2)ひと(組織人事)・もの(政策)・かね(財政)による一体的な推進体制(トータルマネジメントシステム)

前年度の取組評価、当該年度の取組推進、次年度の取組方針について検討するタイミングで所管部局と管理部門のより一層の情報共有を図るため、シーズンレビュー(春/夏/秋)導入について検討が必要です。なお、実施にあたっては、3年間のPDCAサイクルである政策評価を基本としつつも、現状把握と状況判断を踏まえた意思決定を行っていく仕組み(OODAループ)も併せて検討します。



【内部】

春 市長・担当部長
当該年度の事業の円滑な推進を図るため、事業の目的や懸案事項を共有するとともに、次年度を見据えた進め方などについて整理する。

夏 行政経営会議
過年度実績(政策評価)や当該年度の現状を踏まえ、今後の市政の方向性や重点的に取り組むべき事項について議論する。

秋 市長・担当部長
次年度の予算編成にあたり、主要事業等に係る具体的な取組の方針について意見交換を行う。

【外部】

まち・ひと・しごと
創生会議
(今後の施策の方向性について意見を伺う)



総合計画審議会
(計画策定時において調査審議を行う)

NEW

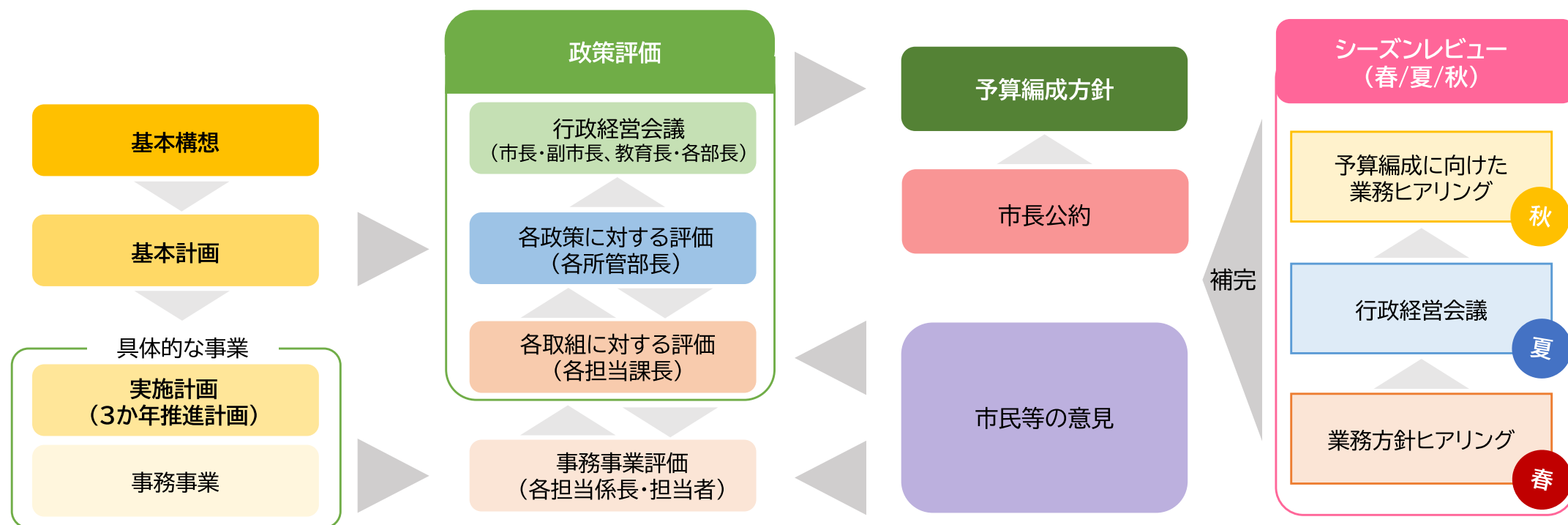
新たな審議会など設置

計画のPDCAや新たな取り組みに向けた提言など
創生会議と総合計画審議会を統合させた会議体を検討

- 総合計画の進行管理体制については、引き続き、政策評価を通じたPDCAサイクルを基本とします。
- 政策評価の結果は、次年度予算の編成方針に反映させることで、評価(C)を改善(A)、計画(P)、行動(D)に繋げていきます。
- 世界的な動向や急速に進む技術の進歩などにより、不確実性が高い社会であることを踏まえ、PDCAサイクルを補完するため、変化に対して柔軟かつ迅速に対応でき、判断と行動の先送りが減るOODAループ思考などを取り入れたシーズンレビューの導入により、限られた行政資源(人・モノ・財源)を効率的・効果的に配分できる一体的な推進体制(トータルマネジメントシステム)を構築を検討します。

2 総合計画の進行管理体制(案)

(1)トータルマネジメントシステムによる進行管理体制(イメージ)



(2)OODAループとは(参考)

Observe(観察)、Orient(状況判断)、Decide(意思決定)、Act(実行)の頭文字をとったものです。集めたデータや分析が最適な意思決定に必要であり、例えば、情報が足りなければ観察し直すなど、時代の変化に対して柔軟かつ迅速な対応が可能な経営手法です。

